

## 届出事項等の異動届

令和〇年11月20日

総務大臣 殿  
長野県選挙管理委員会

異動後の内容を記載して下さい。

政治団体の名称

「収支大事郎」後援会

事務所の所在地

長野市大字南長野南県町686-1

代表者の氏名

収支 大事郎



〔政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項  
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容〕に異動があったので、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内容			異動年月日
ふりがな 名 称	新 旧			・・
主たる事務所 の 所 在 地	新 旧	(〒380-0836)(電話 026-234-9501) 長野市大字南長野南県町686-1 (〒380-8570)(電話 026-232-0111) 長野市大字南長野字幅下692-2		7・11・18
代 表 者	新 旧	ふりがな 名 氏	住 所	生年月日
会計責任者	新 旧		(〒 ) (電話 )	明・大・昭・平 ・・
会計責任者の 職務代行者	新 旧		(〒 ) (電話 )	明・大・昭・平 ・・
主たる 活 动 区 域	新		旧	・・
課税上の優遇措置 の適用関係の有無	新	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	旧	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
綱領、党則、 規約等	新	別紙のとおり	旧	別紙のとおり
被	【お問合せが多い留意点】			
国会 政治	<ul style="list-style-type: none"> <li>○異動があった日から<b>7日以内に届出</b>が必要です。郵送による提出はできません。</li> <li>○届出事項の一部が異動となる場合（例：主たる事務所の所在地のうち電話番号だけが異動 等）も、異動しない内容を含めて新旧欄をすべて記入する必要があります。</li> <li>○異動に伴い規約等が変わるのは、新たなものを添付して下さい。</li> <li>○政党（支部）は、名称、主たる事務所の所在地、活動区域を移動する場合、政治資金規正法施行規則第21号様式（支部証明書）を添付して下さい。</li> <li>○資金管理団体は、異動届の内容により政治資金規正法施行規則第26号様式（資金管理団体届出事項の異動届）が必要になることがあります。内容を確認し、提出漏れの無いようにして下さい。</li> </ul>			
国会議員 に該当 国会議員 に該当しな				
そ の 他 の 届 出 事 項				

